

複数の者に対する行政指導個別票

所管局部担当名 (電話番号)	環境局環境管理部環境管理課 (産業廃棄物規制グループ) (06-6630-3284)
行政指導担当名	同上
行政指導の名称	建設業者における産業廃棄物の処理に関する指導
関連する 他局の名称	
概要	市域における建設工事等に伴って生ずる産業廃棄物の発生及び排出の抑制並びに再生利用等による減量 その他その適正な処理について、元請業者、多量排出事業者及び工事関係者に対し市長が行う行政指導の 内容となる事項を定めています。
根拠となる要綱等	建設工事における産業廃棄物の処理に関する指導要綱 (https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000199695.html)
行政指導指針	<ul style="list-style-type: none"> ○元請業者の留意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・処理業者との直接契約 ・処理料金の直接支払い ・再委託の原則禁止 ・再生処理業者へ直接委託 ・下請負人への書面指示 ○多量排出事業者の留意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・管理体制の整備 ・管理責任者の設置及び周知 ・発生抑制等に配慮した建設資材使用 ・再生材の使用 ・特定建設資材廃棄物以外の廃棄物の再生利用 ・混合廃棄物の発生抑制 (分別を促進) ・アスファルト塊の分別、再生骨材への再生利用 ・電子マニフェストの採用 ○工事関係者の留意事項 (注文者) <ul style="list-style-type: none"> ・建設業者が適正に処理しなかったことが判明した場合、市長に報告 ・再生利用等を考慮した工法等の検討 (公共工事の注文者) <ul style="list-style-type: none"> ・再生材の利用割合の把握 ・元請業者への指導 <ul style="list-style-type: none"> ・汚泥、伐木等の再生利用 ・紙くず、金属くず等の再生利用 ・アスファルト塊の分別、再生骨材への再生利用 ・がれき類、汚泥の自ら利用基準 ・電子マニフェストの採用 ・施工条件の契約書への明示 (下請負人) <ul style="list-style-type: none"> ・元請業者の指示に基づく適正処理 ・元請業者の求めに応じて報告 (処分業者) <ul style="list-style-type: none"> ・再生技術の開発 ・再生材の規格に適合する処理 ・アスファルト塊の分別、再生骨材への再生利用 ・電子マニフェストの採用 ・処理委託をした建設業者の求めに応じて報告
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000018715.html
備考	